

## 8 公共料金等の割引

### (1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引

◆対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

種別	割引乗車券	適用範囲	割引率
第一種	普通乗車券	単独の場合 (片道100kmを超える区間)	5割引
		介護者とともに乗車する場合 (距離制限なし)	本人及び介護者 とも5割引
	定期券	12歳以上の障害者が介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者 ともに5割引
		12歳未満の障害児が介護者とともに乗車する場合	介護者のみ 5割引
	回数券・急行券 (特急券を除く)	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者 ともに5割引
第二種	普通乗車券	単独の場合 (片道100kmを超える区間)	5割引
	定期券	12歳未満の障害児が介護者とともに乗車する場合	介護者のみ 5割引

※ 介護者は1名です。

◆手続き 乗車券購入の際、JRの窓口到手帳を提示

### (2) 私鉄・横浜市営地下鉄の運賃割引

JR運賃割引制度にほぼ準じた取扱いがなされています。(横浜市営地下鉄、シーサイドラインには単独利用の場合101km以上の距離制限はありません。) 会社により、内容が異なりますので、詳しくは各乗車券販売窓口へお問い合わせください。

◆対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

◆手続き 乗車券購入の際、各私鉄等の窓口到手帳を提示

### (3) 航空旅客運賃の割引

◆対象者 12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者1名まで割引されます。ただし、割

引を実施していない航空会社があります。詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

◆窓口 各航空会社カウンター、営業所及び指定代理店

#### (4) バス運賃の割引

◆対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

対象		本人	介護者	割引率
12歳未満		手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金の半額	手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金	普通運賃 5割 ・ 定期3割
12歳以上	第1種	手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金	手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金	
	第2種	手帳を提示して小児料金	割引なし※	

※神奈川中央交通の場合は、第2種の方も介護者の割引制度が適用されることがあります。

(注) 割引制度は各会社によって異なります。

◆運賃割引証 運賃割引証と定期券用の割引証の交付は、障害福祉課(82-7616)にて交付します。手帳・印鑑をお持ちください。

#### (5) フェリー運賃の割引

障害者及び介護者の運賃がおおむね5割引されます。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

#### (6) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示すると、運賃の10%が割引されます。

(注) 一部適用されない事業者があります。乗車前に運転手にご確認ください。

#### (7) 有料道路通行料金の割引

原則として障害者1人につき1台で、登録車両での利用に限ります。

障害者の範囲	対象となる運転者	対象となる自動車	割引率
身体障害者手帳第1種 療育手帳A1・A2	障害者本人が運転	障害者又はその親族等が所有するもの(ただし、営業用の自動車等は除く)※	半額
	障害者本人が同乗(介護者が運転)		
身体障害者手帳第2種	障害者本人が運転		

- ※対象自動車の範囲（車種要件、所有者要件）の詳細はお問い合わせください。  
 ※重度障害者については、障害者本人や親族等が自動車を所有していない場合に限り、継続して日常的に介護している者の所有する自動車を登録することができます。  
 ※所有者の要件の範囲内であれば複数の障害者が同一車両で申請することも認められます。

- (例) 1 夫婦共に障害者で夫が自動車を所有する場合  
 2 1人のボランティアが、複数の重度障害者を継続して日常的に介護している場合。

- ◆必要書類
- 1 身体障害者手帳又は療育手帳
  - 2 自動車検査証又は軽自動車届出済証
  - 3 運転免許証（手帳第2種の方のみ）
- < ETCをご利用の場合 >
- 4 ETCカード（障害者本人名義、ただし、障害者が未成年の場合、親権者の名義でも可能）
  - 5 ETC車載機セットアップ申込書・証明書
- ◆割引方法 手帳に証明された部分を、料金所の係員に提示し確認を受ける。ETC登録をした場合も、手帳を携帯してください。
- ◆有効期限 申請した日から数えて2回目（更新は3回目）の誕生日。2ヶ月前から更新が可能。
- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

## (8) 青い鳥郵便葉書

日本郵便(株)では、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体・知的障害者で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書（無地・インクジェット紙又はくぼみ入り）を入れて無料で配布しています。

詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

- ◆対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2
- ◆配布枚数 20枚
- ◆受付期間 例年4月～5月末まで
- ◆受付窓口 秦野郵便局（0570-098-815）  
 ※お近くの郵便局でもお申込みできます。

**(9) NHK放送受信料の減免**

次のとおり減免されます。

	半額免除 【障害者の方が世帯主でNHK契約者】	全額免除 【障害者の方がいる世帯】
身体障害者	・視覚障害者又は聴覚障害者 ・重度の身体障害者（1級、2級）	世帯構成員全員が 市民税非課税
知的障害者	・重度の知的障害者（A1、A2）	
精神障害者	・重度の精神障害者（1級）	

- ◆問合せ先 NHKかながわ西営業センター（TEL 046-235-7000）  
 ※ NHKでは、郵送で放送受信料の減免申請の受付を行っています。申請方法などの詳細は、上記のNHKかながわ西営業センターへお問い合わせください。
- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

**(10) 上下水道基本料金の減免**

次のとおり減免されます。

	対象となる障害者	対象となる要件	割引額（税抜き）
身体障害者	1級、2級	・市民税所得割非課税世帯であること ・登録されている使用者が障害者本人の同世帯員であること ・生活保護を受給していないこと	水道基本料金（月額680円）及び下水道料金（月額上限650円）が減免
知的障害者	A1、A2		
精神障害者	1級、2級		
重複障害者	身体障害者手帳3級 で療育手帳B1		

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

**(11) 携帯電話の基本使用料等の割引**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を携帯電話契約時に提示すると、基本使用料等が割引されます。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

**(12) 104番料金（電話番号案内料）の免除（ふれあい案内）**

電話帳利用が困難な障害者を対象に番号案内を無料で提供しています。

障害者の範囲		程 度
身体障害者手帳	視 覚	1～6級
	上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1・2級
	聴 覚	2～4級・6級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能	3・4級
療育手帳		A1～B2
精神障害者保健福祉手帳		1～3級

◆窓 □ NTTふれあい案内事務局

電 話 0120-104174

FAX 0120-104134

※ FAXによるお問合せ等の注意事項

- ・ FAXによるお問合せへの回答はFAXで行いますので、FAXが受信できる方のみ対応となります。
- ・ 申込書、障害手帳等については、FAXでお送りいただいても受付できません。

9:00～17:00（土・日・祝日及び年末年始は休業）

**(13) 福祉電話機器**

さまざまな機能を搭載した福祉電話機器を、利用することができます。

◆窓 □ NTT東日本（116、0120-506116）

9:00～17:00（年末年始は休業）

**(14) 県立・市立文化施設などの入場料等の減免**

次の県立・市立文化施設は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すれば入場料又は駐車料金が減免されます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

県立文化施設名	所在地
県立神奈川近代文学館	横浜市中区山手町110
県立金沢文庫	横浜市金沢区金沢町142
県立歴史博物館	横浜市中区南仲通5-60
県立近代美術館 葉山館	葉山町一色2208-1
県立近代美術館 鎌倉別館	鎌倉市雪ノ下2-8-1
日比谷花壇大船フラワーセンター	鎌倉市岡本1018
県立花と緑のふれあいセンター花菜ガーデン	平塚市寺田縄496-1
県立生命の星・地球博物館	小田原市入生田499
県立秦野戸川公園駐車場	秦野市堀山下1513
県立図書館駐車場	横浜市西区紅葉ヶ丘9-2
県立青少年センター駐車場	横浜市西区紅葉ヶ丘9-1
県立音楽堂駐車場	横浜市西区紅葉ヶ丘9-2
市立文化施設名	所在地
宮永岳彦記念美術館	鶴巻北3-1-2
おおね公園温水プール・トレーニングルーム	鶴巻940
中野健康センタートレーニングルーム	上大槻190
カルチャーパーク内プール	平沢148
総合体育館トレーニングルーム	平沢101-1
※県外・市外の施設でも割引制度等が設けられていることが、ありますので、各施設等にお問い合わせ下さい。	